

船舶事故調査報告書

令和3年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年1月8日 12時45分ごろ
発生場所	愛媛県今治市美濃島西岸 比岐島灯台から真方位055° 5.0海里付近 (概位 北緯34° 06.4′ 東経133° 10.9′)
事故の概要	貨物船第十八太陽丸は、着岸操船中、美濃島西岸付近の浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年5月10日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第十八太陽丸、369トン
船舶番号、船舶所有者等	141222、太陽海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	船尾船底外板に擦過傷、プロペラに一部欠損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約15m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 ほぼ低潮期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、空船で、今治市家ノ島の精錬所の岸壁（南南東側が前面海域）（以下「本件岸壁」という。）に左回頭して右舷着け出船状態で着岸する目的で、船長が、約3ノットの対地速力で、いつも通りの進入経路で北東進しながら本件岸壁に接近した。</p> <p>本船は、船長が機関を中立運転として左舵を取ったところ、船尾部が左舷方からの風速約15m/sの風によって右舷方に圧流され、対岸の美濃島西岸付近の浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、上げ潮時に自力離礁した後、造船所に向かい、プロペラの修理を行った。</p> <p>船長は、風の影響を考慮し、船尾部が対岸に近づき過ぎないように対岸から離して着岸操船を行えば良かったと、本事故後に思った。</p>
分析	本船は、風速約15m/sの西風が吹く状況下、左回頭して右舷着け出船状態で着岸する目的で着岸操船中、船長がいつも通りの進入経路で本件岸壁に接近し、機関を中立運転として左舵を取ったことから、船尾部が左舷方からの風によって右舷方に圧流され、美濃島西岸付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、風速約15m/sの西風が吹く状況下、左回頭して右舷着け出船状態で着岸する目的で着岸操船中、船長がいつも通りの進入経路で本件岸壁に接近し、機関を中立運転として左舵を取った

	<p>ため、船尾部が左舷方からの風によって右舷方に圧流され、美濃島西岸付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 操船者は、着岸操船を行う際、風の影響を考慮し、対岸、浅所等の危険個所に接近し過ぎないように注意して十分な距離を保ちながら操船を行うこと。・ 船長は、強風下では着岸舷の変更も考慮すること。